

## 第 2 2 回岩手県環境審議会

日 時 平成 2 3 年 1 1 月 7 日 ( 月 ) 1 3 時 3 0 分 ~  
場 所 ホテルルイズ 3 階 万葉の間

## 1. 開 会

○伊藤環境生活部副部長 ただいまから第22回岩手県環境審議会を開催いたします。

ご出席いただいている委員の皆様は、委員及び特別委員総数31名のうち21名であり、過半数に達しておりますので、岩手県環境審議会条例第7条第2項の規定により、会議が成立することを報告申し上げます。

なお、審議会等の会議の公開に関する指針に基づきまして、当審議会に当たっては会議録を公表するまでの間、会議内容を録音した音声情報をインターネットの県のホームページにて公開することといたしておりますので、あらかじめご了承ください。

## 2. あいさつ

○伊藤環境生活部副部長 それでは初めに、工藤環境生活部長よりごあいさつを申し上げます。

○工藤環境生活部長 環境生活部長の工藤です。本日はお忙しい中をこのように多数お集まりいただきまして、本当にありがとうございます。また、委員の皆様方には日頃より県の環境行政につきましてご理解、ご支援をいただいておりますことに対しまして厚く感謝を申し上げます。

3月の11日に発生いたしました大震災津波でございますが、本県の沿岸部に甚大な被害をもたらしました。改めて亡くなられた方々のご冥福を心からお祈りいたしますとともに、被災されました皆様方に対し心からお見舞いを申し上げる次第でございます。

当環境生活部におきましては、発災直後より避難所への物資の配送でありますとか水道の復旧、埋火葬、さらにはし尿の処理など、ライフラインの回復に向けましてこれまで取り組んできたところでございます。また、現在は生活に支障が生じております災害廃棄物の撤去・処理、あるいは福島第一原発の事故に伴う放射線対策などに全力を挙げて取り組んでいるところでございます。当部のこれまでの取り組み内容につきましては、後ほど説明させていただきますと存じます。

さて、平成20年に地球温暖化対策の推進に関する法律が改正されまして、温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策といたしまして、再生可能エネルギーの利用促進でありますとか、省エネルギー等の活用の促進に関する事項を盛り込んだ地方公共団体の実行計画の策

定というものが義務付けられております。

今回、県では地球温暖化対策地域推進計画と新エネルギービジョン、そして省エネルギービジョン、これら3つを一本化いたしました地球温暖化対策実行計画を策定することといたしました。本年の2月に本審議会に対して諮問させていただくとともに、大気部会におきましてご審議をいただいている状況でございます。

本日は、地球温暖化対策実行計画の基本的方向に関するご議論を頂戴したいと考えて、審議会を開催させていただいたところでございます。県といたしましては、本日の中間答申を踏まえまして計画素案を公表し、広くパブリックコメントという形で県民からご意見をいただきながら最終的な計画を取りまとめたいと考えているところでございます。

本日は、本当に限られた時間ではありますが、委員の皆様方には忌憚のないご意見を頂戴いたしたくお願い申し上げますとともに、簡単でございますが、開催にあたりましての挨拶とさせていただきます。本日は、よろしくご審議をお願い申し上げます。

○伊藤環境生活部副部長 次に、議事に入ります前に、今回人事異動等により委員及び特別委員に異動がございましたので、ご紹介をさせていただきます。

まず、岩手県町村会副会長、金ヶ崎町長の高橋由一委員でございます。

東北農政局生産部長、丸山恵史特別委員でございます。

### 3. 議 事

(1) 地球温暖化対策実行計画の基本的方向について（中間答申）

(2) 部会報告

ア 自然・鳥獣部会報告について

イ 温泉部会報告について

ウ 災害廃棄物処理対策特別部会報告について

○伊藤環境生活部副部長 それでは、ただいまから議事に入らせていただきます。

議事の進行につきましては、審議会条例第3条第2項の規定により、会長が議事を務めることとなっておりますので、以降の進行は海田会長にお願いいたします。よろしくお願いたします。

○海田会長 会長を務めさせていただいております岩手大学の海田でございます。本日もよろしくお願いたします。

先ほどお話がありましたように3.11の大震災がありまして、通常なら春に1回審議会を開催していたと思うのですが、それが延びて今日になりました。今日は地球温暖化対策実行計画、部会報告、震災に関わる環境生活部の対応ということで、いろんな資料を出してくれるよう私のほうからもお願いしましたので、環境生活部の対応状況についても皆さん方にご理解いただけたと思います。それでは、よろしく願いいたします。

それでは、議事次第によりまして進めさせていただきます。まず、議事の1番ですが、地球温暖化対策実行計画の基本的方向についてということで、まず大気部会での中間答申案の審議状況、ポイント等につきまして大塚部会長さんから報告をお願いいたします。

○大塚大気部会長 それでは、本日配付になりました資料の1-5をごらんください。岩手県地球温暖化対策実行計画の基本的方向についての審議状況についてまず報告させていただきます。

本年2月14日に開催されました岩手県環境審議会に諮問されました地球温暖化対策実行計画の基本的方向について審議するため、その表にございます大気部会のメンバーに加えまして、4名の専門委員を加えまして審議を行ってまいりました。3月11日の震災により策定を中断していたところなのですけれども、震災等の状況を踏まえた見直しを行いまして審議を再開しまして、9月26日と11月2日、2回部会を開きまして審議を進めてまいりました。

部会におきましては、震災等による新たな視点から検討を行いました。視点としましては、3つの視点から検討を行いました。まず、1点目は大震災津波による大規模停電などのエネルギーの逼迫により、温暖化防止の観点に加え、防災という面から、再生可能エネルギーによるエネルギー自給率の向上やエネルギー自給システム構築の必要性が高まっていること。2点目は、福島原発の事故を契機としまして、国のエネルギー政策が再生可能エネルギー導入を新たな柱とした見直しの方向にあること。3点目は、再生エネルギー特別措置法が本年の8月26日に成立しまして、今後導入の加速化が期待されているというところです。

それで、具体的な検討内容につきましては資料の1-2、A3判の大きいものです。ここに岩手県地球温暖化対策実行計画、仮称ですけれども、素案の概要が示されております。まず、施策の柱というのは真ん中にございますが、温室効果ガス排出抑制等の対策、それから再生可能エネルギーの導入促進、そして森林吸収源対策のこの3本を計画の柱としまして、これまでの省エネ対策中心から再生可能エネルギーの導入促進による地球温暖化防止とエネルギー自給率の向上を重要な対策として位置づけることとしました。

2点目としましては、再生可能エネルギー導入促進においては、震災復興計画に掲げた自

立分散型エネルギー供給体制の構築を目指す姿としまして、防災拠点への導入と大規模発電施設の立地促進を重点的な施策として盛り込んだことです。

そして、3点目は、温室効果ガス排出削減目標量の設定におきまして、今回森林吸収量を明確に位置づけたほか、新たに再生可能エネルギーの導入による削減量を加えまして、昨年12月に策定されました岩手県環境基本計画において掲げた削減目標25%を、左のほうにありますが、計画の目標という囲みの中にありますが、温室効果ガス排出削減目標を平成32年、2020年度の温室効果ガス排出量を平成2年、1990年比で30%削減ということに高めたという内容でございます。

以上、説明申し上げましたように、新たな視点や考え方を盛り込んだ中間答申案を本日差換えになりました資料1-3のように取りまとめたところでございます。詳しい内容につきましては事務局からの説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○平井温暖化エネルギー対策課長 それでは、事務局の温暖化エネルギー対策課長の平井と申します。座って説明をさせていただきます。

それでは、お手元の資料の資料ナンバー1-1から順に説明いたします。まず、この地球温暖化対策実行計画の概要説明に入ります前に、これまでの地球温暖化防止、あるいはエネルギー自給率の向上に係ります3本の計画について簡潔にご説明申し上げます。表の左側ですけれども、3本の計画、これは国の法律あるいは県の環境基本計画に基づいて策定したものでございますけれども、1つは平成17年に策定しました地球温暖化対策地域推進計画、これは二酸化炭素排出量8%削減のための考え方や、下にもございますが、対策を盛り込んだ計画でございます。その下の新エネルギービジョン、これは平成10年3月に策定しております。これは、平成22年、2010年までの新エネルギーの導入目標と取り組みをまとめた計画でございます。そして、一番下の省エネルギービジョン、これは平成15年3月に策定しております。当時同時期に制定しました新エネ・省エネ条例にあわせて、省エネルギーの取り組みとか目標を取りまとめた計画でございます。

右の中の枠ですけれども、それら3本の計画に基づきます取り組みの成果と課題でございます。地域推進計画につきましては、丸が4つありますけれども、4番目の丸なのですが、地球温暖化防止活動推進センターの指定、あるいは推進員の委嘱、温暖化防止いわて県民会議の設立などによりまして推進体制を整備いたしました。そして、これらによりまして、上の丸になりますが、家庭や事業所等での省エネルギーの取り組みの浸透を図ってきたところがございます。具体的なデータ的な成果は、そこに記載しているとおりでございます。なお、課

題ですが、下線部分ですけれども、一層の省エネの取り組みを浸透していくために、削減効果の高い取り組みが必要だと考えております。例えば省エネ効率の高い住宅の普及、あるいは太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入でございます。あわせて、事業者対策につきましては、特に中小企業を対象とした環境経営などの省エネの取り組みの一層の浸透を図っていく必要があると考えております。

次に、再生可能エネルギーでございますけれども、下の枠に記載していますが、風力発電、水力発電についてはおおむね目標を達成しております。地熱発電につきましては、目標達成に近いところまで導入が進んできております。しかしながら、太陽光発電につきましては、当初目標を高く設定したこともありまして、現在達成率は40%というところですが、課題でございますけれども、再生可能エネルギーの場合は導入適地あるいは地域という問題、あわせて導入コストの課題がございます。そして、大規模発電につきましては自然公園内の立地とか野生動植物との共存、そういった課題がございます。

そして、上の枠の3つ目ですが、二酸化炭素吸収源対策ということで、県では農林水産部を主体にさまざまな事業を実施しております。未利用木質バイオマス資源の利活用とか排出量取引制度の活用、そして下の4つ目ですが、ペレットチップの利用、これは商工労働観光部等とも協力して、そういった木質資源の利活用を進めているところです。課題ということになりますが、いずれこれらの取り組みをさらに一層拡大していく必要があるというふうに考えております。

このような状況を踏まえて、新しい実行計画を策定することにしてございましたけれども、その後の情勢変化ということで、右の二重枠でございます。先ほど大塚部会長からも報告いただきましたけれども、3月11日の大震災津波によりましてエネルギー需給が大変逼迫いたしました。現在もそういう状況でございます。そういう中で再生可能エネルギーの活用、これは温暖化防止の観点のみならず、防災面あるいはエネルギー自給率の向上、そういった面からの活用への期待も非常に高まっているという状況でございます。以下が記載しているとおりです。

これらを踏まえまして、新しい計画の内容につきましては資料の1-2をごらんいただきたいと思っております。本計画の計画名は岩手県地球温暖化対策実行計画としておりますけれども、副題としまして左側でございますが、やはり再生可能エネルギーの比重、役割が非常に高くなっているということで、副題は「省エネと創エネで築く低炭素社会の実現を目指して」といたしました。

上の目指す姿ですが、ここはあらゆる主体の省エネルギーの取り組みと再生可能エネルギーを最大限活用した、防災と書いていましたが、災害に強く持続可能な低炭素社会の実現としております。

枠を1つ飛びまして、計画の基本的事項でございます。計画の位置づけは、県で策定しています最も基本となる計画ですが、岩手県民計画、そして昨年12月に策定いたしました環境基本計画に掲げます低炭素社会の実現を目指すための計画でございます。あわせて、先ほど説明いたしました3つの計画、地域推進計画、新エネ、省エネビジョンですが、これら3つの計画を一本化して策定する計画でもございます。計画の期間ですが、平成23年度から平成32年度まで、10カ年計画としております。目標年度は32年度ということですが、対象とする削減対象ガスですけれども、これは平成22年度までは二酸化炭素のみとしておりましたが、新しい計画ではメタンとかフロンを含めた6ガスを削減対象のガスとしております。

次に、計画の目標です。先ほど大塚部会長からもご説明いただきましたけれども、1つは温室効果ガス排出削減目標、これを10年後の平成32年度に、平成2年、これは基準年ですが、比で30%削減するといいたしました。内訳につきましては、後ほど資料の1-3でご説明いたします。

2番として再生可能エネルギーの導入目標、電力利用につきましては48万キロワットから115万7,000キロワットまで、出力ベースで2.4倍拡大するというものです。熱量、これは2万6,000と書いていると思うのですが、これは誤りでした。2万3,426キロリットル、これを2万7,642キロリットルまで拡大するという目標です。

次に、3の森林吸収量の目標、これは森林吸収量自体は林野庁が京都議定書の算定方式に基づいて算定しておりますけれども、平成19年から21年までの林野庁の報告、それを平均値で出しております。それが191万6,000と、これを森林吸収量の目標として考えております。

次の目標達成のための主な指標、これは記載のとおりでございます。なお、⑤の県内の民有林のFM林面積、これは削除をお願いしたいと思います。

それでは、次の施策の柱でございます。先ほども報告していただきましたけれども、3本ありまして、1つは温室効果ガス排出抑制等の対策、2つ目が再生可能エネルギーの導入促進、3つ目が森林吸収源対策です。1つ目の温室効果ガス排出抑制等の対策ですが、主なものは一番上の二酸化炭素の排出抑制対策です。これまでもこれらの取り組みは実施してきておりますので、ほとんどの取り組みが拡大等も含めて継続して取り組んでいくこととなります。ただ、右の施策の推進方向にあります、黒い星印で記載している項目は今回新たに計

画に盛り込むものでございます。

次に、再生可能エネルギーにつきましては、これらの施策はすべて今回新たに盛り込む新規事業ということになります。大きく3つに分けておまして、再生可能エネルギーの地産地消、あるいは事業化と産業連携、あるいは環境整備ということにしております。右にいきますと、再生可能エネルギーの地産地消という項目では防災拠点等への導入促進、あるいは自立分散型エネルギー供給体制の構築、そしてまた大きな柱は大規模発電等の立地促進と。これらにつきましては、国の財源を活用して基金造成等により対応していくことにしております。

なお、施策の推進方向の施策数でございますけれども、二酸化炭素排出抑制対策は、1-3にございますけれども、全部で88の施策を盛り込んでおります。その他ガスについては7施策、環境学習については6施策の対応を考えております。再生可能エネルギーにつきましては全部で30の施策、森林吸収源対策は全部で16の施策ということになります。なお、森林吸収源対策は、やはりこれまでの取り組みを継続するというのが主になりますけれども、その中で例えば森林づくりとか排出量取引、これは今後拡充していくということになる予定でございます。

概要版の説明は以上で終わります。

次に、1-3をごらんいただきたいと思えます。時間の関係もございまして、かいつまんでご説明いたします。まず、1ページをはじめにをごらんいただきたいと思えます。この下から3行ですけれども、ここに本計画は地球環境に優しい低炭素社会の構築を目指すとともに、再生可能エネルギーを活用した災害にも強いまちづくりを目指して本計画を策定すると記載してございます。この再生可能エネルギーの活用によるまちづくり、これが前計画と大きな違いであり、目標や対策もこの方向を強く打ち出しているものでございます。重複しますので、第1章はこの部分だけの説明にいたします。

次に、第2章、9ページからですけれども、これにつきましては先ほどお話ししましたけれども、これまでの取り組み、課題を記述しておりますので、ごらんいただければというふうに思えます。

次に、第3章、これは17ページからでございます。そのうち説明いたしますのは、18ページをごらんいただきたいと思えます。そこに(2)とございますが、前計画で掲げました二酸化炭素排出量8%削減の達成状況等について説明申し上げます。8ページの、そこに図の3-1がございまして、直近のデータは、現時点では2008年、これが最も新しいデータでござい



ます。グラフから見ていただければおわかりのとおりでございますが、2005年の1,366万2,000トン、これをピークに排出量は年々減少してきております。2008年は1,248万2,000トン、一番左側の基準年、これが1,287万8,000トンですので、この基準年、1990年より量で39万6,000トン、率で3.1%下回ったところでございます。2010年は、今後その排出量は推計されますけれども、2010年までの削減努力、あわせて森林吸収量も見込むということにしておりますので、2010年目標達成はできると考えております。

次に、19ページでございます。図の3-3、下の折れ線グラフですけれども、これは部門別の二酸化炭素排出量の推移でございます。ちょっと印が重なって見えにくい部分もございますが、各部門とも1990年を100としたその後の排出量の推移をグラフにしたものです。そこで大きく減少しておりますのは工業プロセス部門、これはセメント工場が主体でありまして、石灰石の消費量が減少してきたことが大きな要因です。

そして、その上が産業部門です。こちらは基準年、1990年に比べますと製造品出荷額は30%、3割ほど伸びております。しかしながら、排出量は基準年とほぼ同量ということでございます。なお、これは産業部門における省エネの努力の成果が反映しているものと考えております。

次に、運輸部門でございますが、これは2002年ごろから徐々に減少してきております。これは、物流の効率化あるいは自動車の燃費向上等によるものと考えております。

次に、その上ですけれども、家庭部門あるいはオフィス、小売、サービス業等の業務部門は、ここ2年減少傾向にありますけれども、なお基準年を10%以上上回っている状況にございます。家庭部門の場合は、排出源単位であります世帯数が増加していること、あるいは家庭の家電製品、これの数、種類が増加していること等がその増加の要因と考えております。ただ、2007年、2008年は灯油価格が大幅に高騰いたしました。それらもあって、この2年は減少してきているというふうに考えております。

業務部門は、売り場面積などの伸びが原因と考えておりますけれども、売り場面積当たりの排出量自体は減少傾向にあります。面積は増えているけれども、省エネの努力はしているということがうかがえるかと思えます。なお、それらは20ページ以降に詳しく記述しておりますので、ごらんいただきたいと思えます。

あと、もう一点ですが、22ページをご覧くださいと思えます。図の3-6、これは全国と比較しました1世帯当たりの排出量でございます。このグラフを見ればおわかりのとおり、岩手県は冬の暖房に使う灯油からの排出量が非常に多い状況です。全国と比べまして

3.4倍と、これが家庭部門の伸びの大きな原因の1つでもあります。したがって、この部分の対策をいかに図っていくか、それが重要かと思っております。また、県土が広くて公共交通が都市部ほど発達していない本県の場合、ガソリンからの排出量も全国比でいきますと1.2倍ほど多いという状況にあります。

それでは、第3章は以上で終わります。

次に、30ページをご覧くださいと思います。これは、第3章の中の再生可能エネルギーの導入状況でございます。本県の再生可能エネルギーの導入状況ですが、真ん中に平成22年度、これは新エネルギービジョンに掲げました目標です。右が平成22年度末の実績ということで、電力利用は目標に対して90.7%の達成状況でございます。その中でも大きいのが、バイオマスは別として風力あるいは水力、そして地熱、その辺が達成に近い状況にあります。熱量のほうは、これの算出が非常に難しく、なかなか正確なデータを得られないのですけれども、太陽熱利用は非常に進んでいない状況にあります。ということで、全体で見れば32.4%の達成状況です。トータル、合計でいきますと目標に対して73.6%の達成ということになっております。

次に、31ページですが、これは電力自給率の状況と推移でございますので、ご覧いただければと思います。平成14年から22年まで電力自給率、むしろ下がっている部分もありますが、横ばい傾向ということでございます。

次に32ページ、これは本県の再生可能エネルギーの推定利用可能量、賦存量に基づいた使えるであろうという推定可能量でございます。これでいきますと、風力発電が全国2位、地熱発電も全国2位ということで、本県は高い可能量があるということです。なお、これは総務省のデータに基づいて本県分を分析、集計したものでございます。

次に33ページ、これは先ほどもお話ししました森林吸収量でございます。林野庁が京都議定書の算定方法に基づいて算定しております。2007年から2009年までの吸収量を記載しておりますが、目標にはこの3カ年分の平均を充てることにしております。

それでは、第4章の計画の目標についてご説明いたします。目指す姿と計画の目標、先ほども報告にございましたが、目標は平成32年度の温室効果ガスを基準年比で30%削減するとしております。当初、昨年12月は25%としておりましたけれども、再生可能エネルギーの導入を強力に進めると、その導入による削減効果、この分を足しまして30%ということにしております。

それでは、その内訳でございますが、39ページをご覧くださいと思います。39ページ

の表の4-1でございます。左側に区分がございますけれども、二酸化炭素、これは基準年比で13.8%削減する目標です。その他ガスを含めた全体では、下に総排出量とありますけれども、13%の削減を目標にしております。その下、再生可能エネルギー、森林吸収量ですが、再生可能エネルギーは基準年比で、平成2年比較とありますが、50万2,000トンの削減効果を見るとということで、総排出量1,420万2,000トン比で3.5%の削減効果がございます。森林吸収量は191万6,000トン、これも平成2年の総排出量比で13.5%の削減効果がございます。合わせて30%の削減目標ということでございます。

次に、41ページをごらんいただきたいと思います。これは、目標達成に向けた対策、施策でございます。各部門につきまして、大きな対策項目ごとに対策の基本的な考え方や施策の方向を記述しておりまして、そしてその下にもございますが、重点的に取り組む施策を掲げております。

なお、44ページもご覧いただきたいと思いますけれども、各部門ごとに削減量、削減目標量と、あとは具体的な推進方策としまして、それぞれの対策の主だった指標化できるもの、アウトプットあるいはアウトカムできるものを載せておりますし、併せて右に主要な施策の工程表5年分を記載しております。このような形で、こういった目標に対してこういった施策で取り組んでいくのかを見やすくしております。

あとは、ここに記載しているとおりなのですけれども、例えば42ページをご覧いただきたいと思います。最も県が対策として手を打てる、あるいは施策を打てるのが民生家庭部門ですが、その中でも先ほども言いましたが、削減効果の高い取り組みということで二重丸しておりますけれども、住宅における省エネルギー化の普及促進、あるいは右のページですが、高効率機器、再生可能エネルギー設備の導入促進、これらが非常に削減効果が高いということで、重点的に取り組んでいきたいと考えております。

ほかに特徴的な対策としましては、時間の関係もありますので、51ページをご覧いただきたいと思います。まちづくりです。これまで県としてなかなかまちづくりの対策はとれなかったのですが、沿岸被災市町村においてコンパクトなまちづくりを進めるという復興計画が盛り込まれました。そういうことで、この計画にも環境に優しいコンパクトなまちづくりの推進という施策を入れております。また、スマートコミュニティの形成、これは再生可能エネルギーでも出てまいります、ここにも力を入れて取り組んでいきたいと考えております。以上、全部で147の施策を盛り込んでおります。

それでは、最後になりますけれども、67ページ、第6章、計画の推進進行管理をご覧いた

だきたいと思います。67ページ、1の計画の推進体制では、温暖化防止にかかわる主要な団体との連携、協働について、また県で再生可能エネルギーを総合的に連携して効率的に進めるということで、庁内の推進体制を設置、強化していきたいと考えております。

次に、68ページですが、ここでは県、事業者、県民、市町村のそれぞれの役割を記載しております。また、その2の計画の進行管理ですが、これにつきましてはP D C Aサイクルによる評価、あるいは環境審議会への報告、公表といったものを環境基本計画との整合性を図りながら行っていきたいと考えております。また、計画の見直しですけれども、基本計画では中間年の見直しとしておりますが、非常に温暖化防止あるいは再生可能エネルギーを取り巻く状況が変わってきておりますので、中間年の見直しは基本としますが、そのほか状況の変化に合わせて適宜見直しを行っていきたいと考えております。

最後に、用語解説を資料として添付しております。以上が資料1－3のかいつまんだ説明でございます。

最後、資料でいきますと資料ナンバーの1－4でございます。今後のスケジュールですが、本日審議会におきまして中間答申をいただきましたならば、今月下旬から来月下旬までパブリックコメントを実施いたします。パブリックコメントの意見を反映させまして、1月中旬から下旬にかけて大気部会、そして審議会で最終答申をいただきたいと思っております。3月には県議会の議決を得て、計画の策定、公表と、そのようなスケジュールで進めていく予定にしております。

説明は以上でございます。

○海田会長 どうもありがとうございました。

ただいま大塚部会長、それから事務局から温暖化対策実行計画について説明をしていただいたのですが、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

○生田委員 恐れ入りますが、資料の1－2の再生可能エネルギーのことについてちょっとお伺いします。このたびの3.11の大災害時に非常に力を発揮したと言われておりますB D F、バイオディーゼルエネルギー、そのことについてちょっとお伺いします。C O<sub>2</sub>排出量ゼロで、クリーンなエネルギーであり、また自立分散型であり、地産地消でもあります。それで、災害にも強いということなのですが、このエネルギーについてはちょっと記述が見受けられないのですが、導入対象エネルギーということでここに掲げているようなのですが、このB D Fということについてはどのようにお考えでしょうか。

○海田会長 事務局お願いします。

○平井温暖化エネルギー対策課長 バイオディーゼル燃料という、食用油というか、それについて確かに記載ございません。それは、ご意見をいただいて施策として反映するかどうか検討いたしますけれども、廃棄物のリサイクルという考え方になりますので、施策の中でいきますと廃棄物処理の3Rの中に反映させていくかどうか検討したいと思います。

○生田委員 わかりました。ありがとうございます。

○海田会長 そのほか何かございますか。

○竹原委員 森林吸収量に関していろいろ聞きたいのですが、たしか2010年までの達成がマイナス3%で、あと森林吸収量を換算すればマイナス30%目標に達成されるという話をされたことと、次の目標のうちの13.5%が森林の吸収量ということで、4割ほどの効力があるというようなことが書かれているのですが、それに対してその目標値が33ページ書いてあるように3年間の平均値の目標にするということなのですが、33ページの林野庁の資料を見ると毎年非常にこの数値がばらけるという、極めて大きなばらつきがあるということで、果たしてこういうばらつきを目標値の中に取り組んでいいのだろうかというのが多少不安でなりません。

あと、森林吸収量に関しては、これが民有林なのか国有林なのかよくわからないのですが、環境基本計画の中でも国有林分に関しては度外視して話をするというようなことも聞いてはいるのですが、では国有林と民有林の割合はどのぐらいがわからずに、果たして全国2位の森林県と言えるのかどうか。国有林と民有林の森林吸収量にかかわる役割はどのようになるのか。あるいは、13.5%という高い目標値を施策として、森林税導入という、極めてそれで何をやるのかわからないような方策で対応できるのかということをちょっと心配に思います。森林吸収量に関しては、この30%からそもそも外して考えないといけないのではないか、要するに非常にぶれがあるものではないかなというふうに思いますので、例えば一般的なガス排出量とか何かが13%、あるいはそれ以外を含めて20%で、残りの10%の例えば森林吸収量というのは目標として設けてもいいのでしょうかけれども、このままでは最後の決め手で何かフォローするような格好になってしまうので、そもそも加えないほうがいいのではないかなというような、ちょっと言い方がひどいかもしれませんが、非常に心配です。

以上です。

○海田会長 ちょっと大きな問題が出てきましたが、事務局で回答をお願いします。

○平井温暖化エネルギー対策課長 森林吸収量の取り扱いですが、33ページ、確かに

2007年が198万、2008年が141万5,000、2009年は235万4,000ということで、これは県の林務サイドでもなぜこんなに違うのだと、おかしいのではないかと林野庁に申し入れをしています。この算定方法は全くブラックボックスといいますか、林野庁が表に出していませんが、これは国有林とか、あるいは民有林、県有林すべて含んで林野庁が算定しているものです。その算定の仕方は、県等の報告、あるいは様々なプロットで調査、実際にプロットのどこかの山のある箇所、かなりの面積を調査して、実際にどういう状況にあるか、そういったのをすべて含めて計算しているようです。それにしてもこの違いは何だということで申し入れしていますので、いずれはきちっとしたといいますか、客観的な形で大きくぶれない吸収量になるのかなと思っています。

こちらのほうでは、当初最も少ない2008年の141万5,000トンを中心に目標量を入れてはどうかと検討したのですけれども、林務サイドは3カ年平均で出して欲しいとのことでした。これはこちらのほうの考え方ですが、これを出すことによって林務サイドも森林吸収、いわゆる森林整備、木材利用、様々な対策をとっていくその1つの手がかりにもなりますので、ぜひとも森林吸収量は目標に入れたいと考えております。また、京都議定書でも国は6%のうち3.8%を森林吸収で賄うという計画です。本県の場合、191万6,000トンですと13.5%ですが、同じように京都議定書の考え方でこれは盛り込み、そして達成に向けた対応をしていくという考え方を持っております。

あと、もう一つ、蛇足的な話ですが、各県では、今温室効果ガス排出削減目標対策等入れていますが、それぞれ特徴的な対策をどうしても取らざるを得ません。都市部の場合は、産業部門を大きく削減するという形をとっています。これは、都市部の場合は産業部門に対する様々な施策を強力に打ち出せるというのがあります。本県や高知県のような森林県の場合はやはり森林対策をとることによって、森林吸収量である程度の削減量を賄う必要があるということで、30%入れております。

○海田会長 竹原先生、いかがですか。

○竹原委員 入れてはいけないということでは全然ないのですけれども、例えば植林をするといっても10年ぐらいで、それで成果が出るのかどうかと非常に心配ではある部分なので、促進することは必要なのでしょうが、結果がどのぐらい得られるかというのはちょっと心配ではあるのですね。森林の場合、非常に長い期間を要するものですし、果たして整備されることによってどのぐらい間伐面積というのが、整備の面積、量ということで換算されていますけれども、そういうような間伐が果たして具体的に二酸化炭素等のガスを減少させる

のかどうかというのは、ちょっとよくわからない部分まだあるかと思うので、若干心配な部分はあると。これだけでよろしいのかなという、もう少しあるのではないかなと思いました。

○海田会長 ありがとうございます。

はい、どうぞ。

○野澤委員 森林吸収量というのは森林の成長量によるものですので、この吸収量を増すためには成長量をふやす森林経営が必要なわけです。ですから、そこをいかにきちっとやるかということがここではポイントだろうと思うのです。ですから、やはり森林吸収というのは全体の中に含めておくべきだと私は思います。

○海田会長 はい、どうぞ。

○平井温暖化エネルギー対策課長 あと、もう一つ、ちょっと弱気な説明になるのですが、林務サイドからは目標というよりも見込み、目指すところとして欲しいとのこと。先ほど委員さんからのお話にあったとおり、どうもこの算定方法がはっきりしていないし、動きがあるので、はっきり目標にされるとちょっと困るという話は受けています。

○市原委員 ちょっと話が変わってしまって申しわけないのですが、資料の1-1と1-2で使われている創エネという言葉なのですが、省エネと韻を踏んでいて、すっとなってきやすく、いい言葉だなと思うのですが、この創という字を使った説明が1つもないので、どの部分で創という文字を使っているのかわかりにくい感じがします。読んでいけば新しい方法を開発するとかそういうことではなくて、今あるものに力を入れて、導入して行って、エネルギーを生産するという意味なのだろうなと思うのですが、この創という言葉はどこかにちょっと加えたほうがいいのかという感じがいたします。

○平井温暖化エネルギー対策課長 わかりました。検討いたします。

当初この創エネというのは考えていなかったのですが、地球温暖化対策実行計画だけだと再生可能エネルギーを強く進めるといのが見えてこないということで、副題の中で初めて創エネという表現入れたのですが、本文というか、計画のもっと具体的な中身の中に入れられるかどうか検討してみたいと思います。

○海田会長 そのほか何かございますか。

○渋谷委員 瑣末な話といろいろあるのですが、まず資料1-3の1ページ目の世界人口の話が冒頭に出ているのですが、もう既に本年度70億になっているというのは報道にかなり出ているし、周知の事実になっているので、データを70億にしたほうがいいのかというのが瑣末な意見のほうです。

それから、飛んで30ページ以降なのですけれども、電力需要の電力自給率がかなり本県の場合、他県からいただいているというのがよくわかるデータが出ているのですけれども、これは逆に言えば、ほかの県が何かの影響を受ければ本県に大きな影響を与えるという裏返しの話だし、地震災害のときも同じようなことが起こったということで、その前に再生可能エネルギーの導入によって自立、地産地消という言葉もおっしゃっていましたが、32ページのほうにいくと利用可能量というのは出ているのですが、エネルギー自給率を再生エネルギーの目標を入れたときに、大体どのぐらいに持っていけるのかとか、その辺がちょっと中途半端な書き方になっていて、よくわからないのではないかなという気がするのですね。1つの考え方として、電力自給率をどの程度上げるというのは1つの大きな目標になるのかなという気がするのですね。その辺をもう少し、可能量だけ書いてあって、あとではどのぐらい進めるのかが抜けているので、議論がちょっとよくわからないという点があると思います。

それから、33ページ、先ほどの森林吸収量の件ですけれども、基本的には新規植林とかそういうものはほとんど本県の場合にはあり得ないので、いわゆる森林管理経営とか、そちらのほうでカウントされるということになると思います。その基本になるのは、やっぱり間伐の促進ということになると思うのですけれども、その辺をきちっと書いておく必要があるのかなという気がいたします。

それから、もう一点、申しわけないのですけれども、52ページに飛びますが、緑化の推進のところ、実は県立大学でも緑のカーテンを民間の方々と一緒に被災地のほうで、仮設住宅が夏非常に暑いということで導入しています。県でも、建築のほうで導入をされているということなのですけれども、括弧して壁面緑化と書いてあるのですが、基本的に緑のカーテンというのは、壁面緑化の役割もあるのですけれども、壁面緑化の考え方とはちょっと違うのではないかと思うのですね。窓のところにカーテンをつけて、カーテンですから壁につけるわけではなくて、窓につけて冷やした空気を中に入れるとか日陰をつくるとか、そういう効果があるものなので、こころの書き方をちょっと正しい表現に直していただければと思います。

関連して環境教育のほうに移って行って、学校での取り組みとかいうものが非常に抽象的なものが多くて、実際に目に見える形のもものが少ないと思われるので、もともと緑のカーテン、東京で進めたときは板橋区の学校が中心になって取り入れてきたのですね。学校で緑のカーテンを使うことによって周辺の住宅にも広がっていったというような大きな流れがあ



ります。特に内陸のほうは夏暑いですから、被災地で取り入れたせっかく技術というか、そういうものが根づいてきていますので、内陸側のほうにも取り入れて、夏の省エネに一役買ってもらおうと。そのために、学校とかそういった目立つところでやっていくのが効果的なのかなという気がいたしますので、ご検討いただければと思います。

以上です。ちょっと長くなりました。

○平井温暖化エネルギー対策課長 修正点等わかりました。検討したいと思います。

あと、エネルギーの関係なのですけれども、ちょっと時間の関係もありまして、説明を省略してしまって申しわけございませんでした。36ページからご覧いただきたいのですが、本県の導入目標ということでエネルギー種別の導入目標を記載しております。平成22年度に対して32年度、これは約80%、原油換算で増やしていくということです。電力利用でいきますと82%の増、これをCO<sub>2</sub>換算しますと、下にありますが、56万2,000トンの削減効果ということです。

右にいきまして、では再生可能エネルギーをどのくらい本県として導入していくという指標なのですが、指標の3にありますのが県内の全エネルギーの消費量、これはガソリン等を含めたすべてのエネルギー消費量に対する再生可能エネルギーの導入割合を現状の12.3%から23.9%まで、約2倍に増やすという計画です。

あと、次の38ページですけれども、今度は電力に対する割合なのですが、再生可能エネルギーによる電力自給率、現状18.1%ですが、これを35%まで引き上げる。本県は釜石に火力発電所ありますが、これを加えればもっと高い電力自給率になりますが、再生可能エネルギー分だけでは35%に高めるという考え方を持っております。

あと、その他のご指摘はこれからまた見直しを行いますので、その中で検討をさせていただきたいと思います。

○海田会長 はい、どうぞ。

○渋谷委員 今のご説明で大体わかったのですが、31ページの電力自給率と、これは上のほうをちゃんと読めば18.1%と書いてあるのですが、後ろのほうは、この表の3-4は24.6%という数字が出ていて、後ろのほうは差っ引いたというかな、18.1%と比較しているのですが、若干県民というか一般の人にはわかりにくいかもしれないので、何か整合をとっていただければと思います。表現を整合性をとって、比較できるようにしていただければわかりやすいかなという気がします。

○平井温暖化エネルギー対策課長 はい、わかりました。

○海田会長 そのほか何かございますか。

はい、どうぞ。

○野澤委員 1つはつまらないことですが、今の31ページのところは電力の使用量の単位がキロワットアワーになっているわけですが、その次のページはギガワットで表現されているのですね。ですから、これは同じ単位に合わせておいたほうがわかりやすいのではないかと思うのですね。再生可能エネルギーは、これは多分230億キロワットになるのだらうと思うのです。ですから、実際に使う量の2.3倍ぐらいの再生可能エネルギーがあるということが推定、これだけの出力を要するかということだらうと思うのです。1点はそのことです。

それから、もう一つ、ちょっと私もよくわからないので教えてほしいのですが、先ほどのスマートコミュニティの話なのですが、これは今国が進めようとしている施策に同調する形で進めるのでしょうか、そうではなくて岩手独自に考えておられるのか、ここをちょっとお聞きしたい。

○平井温暖化エネルギー対策課長 最初に、このギガワットアワー、これについて同じような単位が違うということで、ちょっとそこは億という単位でいくか検討したいと思います。

あと、スマートコミュニティの考え方ですが、これは本来のスマートコミュニティというのであれば、国において今も全国4カ所で少し大規模に実施をしております。電力会社からの系統と一般住宅、事業所等での電力融通を制御する、ピーク時電力を分散するとかありますが、本県で考えているのは、もちろんそのシステムを基本に置いて、今回の災害を受けて、東北電力さんからの電力供給がストップした場合に、地域で最低限必要な電力を自立して賄えないかというのが本県のスマートコミュニティの考え方です。その場合、ではどういった電力網を残して使うのかとか、どういった設備、技術が必要か、それは今まだ調査に入った段階ですが、やはりその場合、国の進めている知識といいますか、調査結果、あるいは民間事業者の今の技術の状況、大学の研究状況、それらも踏まえて、ある意味被災県と言っていいと思うのですが、各県とも考えています。そういったのを本県としてもすくい出していきたいという考え方です。

○野澤委員 ありがとうございます。それを聞いて安心をしました。国のアライアンスを見ますと、どうも再生可能エネルギーが本当にその中で伸びていくのかなと非常に不信感を持ったのですが、岩手の場合は今おっしゃられたことで、地域特性を生かした再生可能エネルギーをどう利用するかという中で検討されていることがわかりました。ありがとうございます。

ました。安心しました。

○海田会長 そのほか何かございましたらお願いします。

はい、どうぞ。

○生田委員 先ほどはBDFについて廃棄物と考えるとお伺いしました。それで、54ページ、廃棄物と考えるならば、その廃棄物の再資源化ということですね。先ほども言いましたがCo2排出量が少ないエネルギーである、そしてまた災害にも非常に強かったということで県内結構な広まりを見せて、かつ、このエネルギーを使って公用車であるとかごみの収集車であるとか、クリーンセンターなどの重機を動かすのに今使用しているわけなのですが、循環型の地産地消のエネルギーであるということから、どこかにBDFの活用みたいなのを載っけていただけたらいいなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○平井温暖化エネルギー対策課長 BDFも確かに廃棄物の再生利用といたしますか、そういう位置付けになると思うのですが、今お話にありました53ページの中でそういった施策を盛り込めないか検討したいと思います。どうしても再生可能エネルギーとなりますと、自然エネルギー由来のものになりますので、そちらに置くのはちょっと範疇、分類として違うのかなと思いますので、こちらのほうで取り上げられるかどうか検討したいと思います。

○海田会長 そのほか何かございますか。

はい。

○青井委員 64ページの森林吸収源対策のところ、下のほうに県産木材の利用促進ということが書いてございまして、これはこれで非常にいいことなのですが、ここにあるのは第3期云々の公共施設等への県産木材の利用促進しか出ていないわけですね。しかし、ご存じのように今回の3.11で大量の住宅が流され、今後ちょうどこの計画期間10年の間に大量の住宅需要が発生すると思われまますので、例えばそういうところでなるべく県産材を使用するというようなことにできれば非常に県産材の利用が促進されるのではないかなというふうに思うわけです。例えば仮設住宅を住田町につくりましたけれども、住田町の仮設住宅は全部住田町産の木材でつくって、非常に暖かくて評判のよい仮設住宅いっぱいつくられておりますけれども、今度は仮設ではなくて本当の個人の住宅でしょうけれども、その建設の過程でなるべく県産材を使えるような、使うような促進するようなことが記載されていると、ちょうどタイムリーな計画になるのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○平井温暖化エネルギー対策課長 今のご指摘の点は、実際に今建築サイドのほうの事業に、県産材を使って住宅等を建築した場合、ポイント制か補助を行って県産材を住宅建設に

使うように進めているところですので、ちょっとそちらのほうとも調整を図って、施策として今後も記載できるかどうか調整してみたいと思います。

○海田会長 そのほか何かございますか。ご意見はございませんでしょうか。

「なし」の声

○海田会長 私からちょっと1つ。6ページなのですが、資料1-3のところ、この大きな4番のところ、計画が期待する各主体の役割ということで、例えば1つ目の丸は県民とかということで、2つ目が市町村ということで、最後のところが「期待します」なのですよ。これは、こういう表現でしかやっぱり書けないのですかね。

○平井温暖化エネルギー対策課長 第1章では上品にといいますか、大きく各主体の役割ということで方向性を出して、68ページで具体……

○海田会長 後ろのほうは書いているのですが、前のところがどうも「期待します」という記載があります。

○平井温暖化エネルギー対策課長 弱いですか。

○海田会長 弱いのではないかと私は思うのですが、どうですか。

○平井温暖化エネルギー対策課長 わかりました。環境基本計画等とも整合性を図って、検討したいと思います。

○海田会長 そのほか何かございませんでしょうか。皆様、ご意見これでよろしいでしょうか。

「はい」の声

○海田会長 それでは、ただいまさまざまなご意見をいただきました。追加の項目もありましたし、語句の修正ということもありましたので、次の大気部会でも少し議論をしていただくようにしたいと思うのですが、軽微な語句の修正は私と事務局でやって、語句を少し修正して中間答申ということでしたらと思うのですが、皆様方よろしいでしょうか。

この中間答申を知事に出すということで、軽微なものは修正するというので、その後パブリックコメント、それから大気部会でさらに検討していただくというように進めたいと思うのですが、皆様方よろしいでしょうか。

「はい」の声

○海田会長 ありがとうございます。

それでは次に、部会報告ですが、これは環境審議会条例第8条第3項の規定により、部会の議決をもって審議会の議決とすることができるようにされている事項です。本日は、その審

議結果について報告をするものでございます。

それでは最初に、自然・鳥獣部会、青井部会長さんから自然・鳥獣部会報告をお願いいたします。

○青井自然・鳥獣部会長 自然・鳥獣部会長の青井でございます。自然・鳥獣部会の報告事項は1件です。資料に沿ってご説明いたします。

資料はナンバー2-1です。横長の2-2が折り込んでいますが、その1つ手前のページの1ページ物でございます。議題としましては第10次鳥獣保護計画事業の変更ということでございまして、平成23年10月4日に知事から諮問がございました。第10次鳥獣保護事業計画につきましましては、平成23年度が終了年度でございまして、平成24年度からの次期計画策定に向けて準備を進めてきていたところですが、平成23年3月11日に発生しました東日本大震災の影響によりまして、市町村、関係機関等との協議、調整は困難となり、次期計画の策定を1年間繰り延べせざるを得ない状況になったということで、第10次鳥獣保護事業計画の計画期間を1年間延長するとともに、関連する事項について変更しようというものでございます。これにつきまして10月4日に審議いたしましたところ、計画の変更については本会内部で適当と認める旨決議いたしましたので、その旨答申をいたしました。

なお、そのとき報告いたしました第10次鳥獣保護事業計画の概要につきましては、次のページにあります配付資料をご覧くださいと思います。

以上で自然・鳥獣部会の報告を終わります。

○海田会長 どうもありがとうございました。

ただいまの報告につきまして質問がございましたらお願いします。1年間延ばすということですね。よろしいでしょうか、皆様方。

「はい」の声

○海田会長 それでは次に、温泉部会、宮本部会長職務代理者から温泉部会報告をお願いいたします。

○宮本温泉部会長職務代理者 温泉部会長職務代理者を務めております宮本です。本日、部会長は所用により欠席しておりますので、かわりに部会の結果について報告させていただきます。

それでは、資料ナンバー3をごらんください。温泉部会では、温泉に関する事項の審議を行うこととなっております。今回報告するのは、平成23年8月18日の審議結果についてです。

初めに、温泉掘削許可申請案件については、整理番号1-1及び1-2の東北水力地熱株

株式会社について諮問がありました。その内容を検討しましたところ、既存の温泉の湧出量、温度等に影響を与えるものではないと認められましたので、許可相当と答申しております。

次に、動力装置許可申請案件についてですが、整理番号2-1の株式会社振興設備設計について諮問があり、その内容を検討したところ、既存の温泉の湧出量、温度等に影響を与えるものであるかどうかの調査を十分に行う必要があると認められましたので、継続審議と答申しております。

温泉部会からの報告は以上です。

○海田会長 どうもありがとうございました。

ただいまの温泉部会からの報告につきましてご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

はい、どうぞ。

○野澤委員 ちょっと教えていただきたいのですが、1-1と1-2の申請の2件についてですが、これは地熱の増設なのでしょうか、それとも単純な温泉利用なのですか。

○八重樫自然保護課総括課長 1-1、葛根田のほうは還元井、いわゆる蒸気を利用し余った熱水を地下に戻すための還元井の掘削で、1-2、松川のほうは地熱発電用蒸気の生産井の掘削の申請でございます。

○海田会長 そのほか何かご質問ございますか。よろしいですか。

「はい」の声

○海田会長 それでは次に、災害廃棄物処理対策特別部会事務局から、災害廃棄物処理対策特別部会報告をお願いいたします。

○松本災害廃棄物対策課長 災害廃棄物対策課長の松本でございます。委員長の中澤委員が本日欠席でございますので、事務局の私からご説明をさせていただきます。

ご説明は資料ナンバー4と、それから実際既に計画ができ上がって進めておりますので、恐縮ですが、資料ナンバー5の3ページ目の岩手県災害廃棄物処理詳細計画概要版でご説明をさせていただきます。座ってご説明をさせていただきます。

まず、資料ナンバー4からご説明いたしますが、ご説明する前に申し訳ございません、1カ所文字の訂正をお願いいたします。2の企画提案（プロポーザル審査の経過）の丸の2つ目でございます。選定に当たっては「環境審議会廃棄物部会」とございますが、「環境審議会災害廃棄物特別部会」ということで、「災害」と「特別」を挿入していただければと思います。申しわけございません、よろしくをお願いいたします。

それでは、東日本大震災による岩手県災害廃棄物に係る処理計画の設計業務及び施工管理業務の実施に係る企画提案の審査についてご説明いたします。説明に先立ちまして、まず概要をご説明させていただきたいのですが、3月11日に東日本大震災及び津波により発生しました当初推定583万トンの廃棄物、これにつきましては一般廃棄物という整理になっております。ということで、基本的には市町村の処理責任ということでございますが、発生した廃棄物が甚大な量に及ぶということで、岩手県では発生当初より市町村を支援するということにしておりまして、国でも相当な廃棄物の量ということで強力に支援をしていただいております。国の指導もございまして、処理に当たっては被災した市町村の首長さん、それから知事、それから国の関係機関から成ります協議会を設置して、廃棄物の処理に当たるようにということになっております。ということでございまして、3月29日に達増知事、それから沿岸12市町村の首長さん、それから環境省初め国の関係機関の方々を会員とする協議会を立ち上げまして、進めてございます。

それで、第2回の協議会を6月20日に開催いたしまして、岩手県災害廃棄物処理実行計画を策定いたしました。この実行計画では、処理の細かい詳細については定めておりませんで、処理の実際の方法については企画提案を受けて、実際に細かい分別とか破碎とか、そういったものの提案を受けた上で進めるということにしております。それによって、今回ご説明する処理計画の設計業務ということをご委託したということになります。

それで、6月24日に環境審議会災害廃棄物特別部会を設置していただきまして、7月6日に選定委員会を開催いたしました。3社ほど提案をしておりますが、裏のページにございますが、応用地質株式会社というところに、企画提案が一番いいということで評価をいただきまして、応用地質株式会社に計画を策定する、企画提案を出していただいたということになります。選定の結果につきましては、表面の選定の結果ということで、契約額、それからあと施工管理につきましてもそこに書いてございますように、4億9,000万円余の管理業務ということで提案を受けまして、これに基づきまして実際には8月30日に第3回の岩手県災害廃棄物処理対策協議会で詳細計画を承認していただいております。

本日は、そのプロポーザルの審査ということよりも、恐らく詳細計画のほうを少し丁寧に説明したほうがよろしいのではないかとということでございますので、差し支えなければ資料ナンバー5の3枚目の岩手県災害廃棄物処理詳細計画の概要についてご説明をさせていただきたいと思っております。資料をご覧くださいませとおり、平成23年8月30日に先ほど申し上げました協議会の場で承認をいただいたものの概要版でございます。本編は数ページ、7ペ

ージ後に本物の写しをつけさせていただいております。

基本方針としましては、国のガイドラインのとおり平成26年3月末までに処理を完了するというごさいまして、リサイクルを柱として処理しようということごさいます。

それから、1の②ごさいますが、岩手県には太平洋セメントというセメント工場ごさいますが、こちらで廃棄物の処理もできます。廃棄物を処理した上で、焼却灰が出てこないということここで処理の拠点を据えております。

それからあと、太平洋セメント、あるいは県内の市町村の焼却炉だけでは不足ごさいますので、③として仮設焼却炉、これは宮古に新しく1基設置してありますし、釜石市、これは釜石市が以前使っておりました焼却炉を復旧させて使うという計画を立ててあります。

それからあと、④、11月2日の日に東京に初めて廃棄物が搬出されましたけれども、広域処理の推進ということ、この辺で平成26年3月までに廃棄物を処理しようということごさいます。

それから、発生量ごさいますが、当初583万トンというふうに見込んでおりましたけれども、廃棄物の量を実測しまして、およそ435万トンというふう整理してあります。市町村別の発生量は表のとおりごさいます。

次の2ページ目をごらんください。県内の処理処分能力、1日当たり、県内の廃棄物処理施設の詳細につきましては本編のほうに書いてごさいますけれども、ここでは1日当たりどれぐらい処理をしなければならないかというような表になってあります。災害廃棄物を柱材、角材、それから可燃物、不燃物というふう分類した場合に、ここの計のところを見ていただきたいのですが、柱材、角材を平成26年3月30日までに処理するためには1日当たり710トンの能力が必要であるというふうに見ていただきたいと思ひます。同様に、可燃物については平成26年3月までに処理するためには1日当たり1,052トンの処理が必要である、不燃物については630トン必要であるというふうなことになるてあります。

そこで、県内の処理施設、それからあとは緑色のところで仮設焼却炉（想定）ということ書いてありますけれども、県内の既存の処理施設は青い色で示してあります計60,811、不燃物526ということ、県内の処理施設の能力は1日当たりこのぐらいごさいます。それでは足りませんので、その他として仮設焼却炉、1日当たり200トンの能力の焼却炉を整備するとともに、広域処理をしなければ期限内に処理ができないと見ていただくものごさいます。

広域処理量を改めて再掲いたしますと、次の表のとおりごさいます。全体量、柱材、角



材51万5,200トンのうち広域処理を47万1,100トン、可燃物80万5,500トンのところ、あと2万9,000トン、不燃物については50万5,700トンのうち7万3,200トンを広域処理しないといけないということになっております。現在東京都さんをはじめ、全国の都道府県に広域処理をお願いしているところでございます。

広域処理につきましては、放射能の影響というか、放射線に関係する住民不安によって都道府県さんで躊躇しているところもございますけれども、4の放射能の影響というところをご覧いただきたいのですが、県のほうで主な地点の廃棄物の放射性セシウムの濃度を測定しております。この結果、環境省からは広域処理ガイドラインという文書を出していただいております。仮に岩手県の廃棄物を焼却しても、その焼却灰、当然廃棄物を焼却いたしますので、放射性物質は濃縮されることになるのですが、どんなに過大に見積もっても最終処分の規制基準でございます8,000ベクレルを大きく下回っているという結果をいただいております。こういったデータを都道府県さんに示しながら、改めて広域処理についてご協力をいただくようお願いをしているところでございます。

続きまして、3ページでございますけれども、これは廃棄物を被災現場から、それから2次仮置き場のほうで破碎、選別をしていくのですけれども、そのときのバランスフローでございます。左から右に従って分別をしていって、最終的に右側のような状況にして搬出するというので、具体的には4ページ、5ページ、6ページにそれぞれ柱材、角材、可燃物、そして不燃物の処理フローを記載しております。これについては8月30日現在の段階のもので、例えば広域処理の状況とかそういったものは変わる都度見直しをかけていきたいというふうに考えております。現在4ページから6ページまでのフローに基づいて処理が進むように、2次仮置き場の選定業者との調整、それから広域処理の調整をしているというようなことでございます。

以上、簡単でございますが、プロポーザルの審査と、それからその後、処理計画を策定させていただいたということで、そこまでについてご説明をさせていただきました。

○海田会長 どうもありがとうございました。

ただいまの説明につきまして何かご質問ございましたらお願いいたします。

はい、どうぞ。

○立身委員 この中で、恐らくまた別扱いになるのかわかりませんが、下水処理施設から出る放射線の汚泥と申しますか、これについては全くここには触れていないということなのですかね。

○松本災害廃棄物対策課長 これは災害廃棄物の処理計画でございますので、今お話のあるのは県内の下水道で施設の汚泥ということですか。

○立身委員 被災したところですね。陸前高田の下水処理施設が被災して、その下水汚泥は放射能が結構あるということで、その処分に今困っている状況があるというあたりのことは、また別なことなのかということですか。

○松本災害廃棄物対策課長 災害廃棄物、被災市町村の下水汚泥については、特段放射性物質による問題はないと認識しているところでございます。

○立身委員 多分汚泥がそんなにはたまっていなかったのではないですかね。今運転している処理場の、例えば流域下水道とかそういうところの焼却灰は、今はクリーンセンターに持っていくということですか。

○吉田資源循環推進課総括課長 補足させていただきます。

3月11日に被災しまして、沿岸部の下水道の場合には原発事故の前に処理する機能はなくなっているため放射性物質が濃縮されなかった一方、3月11日以降、原発事故がありましたので内陸部で動いているところの下水道汚泥、これは集めていますので、濃度が高くなっております。下水道汚泥は焼却したほうが放射性物質が濃縮されますので、高くなりますけれども、一番高いところで大体2,500から2,600ベクレルです。それでも、埋め立て基準の8,000ベクレルよりも、1キログラム当たりですけれども、低いので、これについては埋め立てということで処分をしております。

○立身委員 ありがとうございます、わかりました。

○海田会長 そのほか何かご質問ございましたら。

広域でどれくらい受け付けてくれるかが今不透明で、ちょっと前の新聞にも出ていましたが、東京都は受け入れてくれたのですが、どんどん受け入れようとする自治体が減っているというようなのが出ていましたよね。どうですかね、その辺の見込みは。

○松本災害廃棄物対策課長 おっしゃるとおりでして、環境省が5月の段階で全国にご照会をいただいたときには500を超える市町村ということだったのですが、10分の1ぐらいに減っております。ただ、国のほうも強力的に支援をするということで、マッチングといいますか、いろいろご説明をしていただいたり、大臣から先頭に立って進めていただいておりますし、直接まだ検討中ということでございますが、例えば大阪府などでも検討会を開いて検討していただいているということで、いずれ安心につながるデータが出てくれば引き受けていただけるというような状況だと思いますので、安心できるデータを求めに応じて出していく

ということを考えているところです。

○海田会長 はい、わかりました。

そのほか何かございますか。

はい、どうぞ。

○竹原委員 発生量に関して、海底等における堆積物とかというのは、既に推定量とかというのは出されているのでしょうか。

○松本災害廃棄物対策課長 海の中にあるものを推定するというのは非常に困難でございます。現在435万トンというものは現に地上に存在しているものでございます。当初583万トンという数字を出したときには、浸水区域の建物の数を計算いたしまして、建物1戸当たりどれぐらいの廃棄物が出てくるだろうということで、原単位、これは阪神・淡路大震災のときに使われた数字をもとに、木造とか鉄筋コンクリート、こういったところではどれぐらいの廃棄物が出てくるという数字が計算上出てくるのですが、その計算から583万トンという数字を出しました。一方、435万トンは実測値でございます。もしかするとその差が海の中にあるのかもしれないということで、435万トンを超えることもあり得る。委員お話のとおり海の中にまだございますので、それがどれぐらい上がってくるかというのはこれからのことでございますが、それについても災害廃棄物の処理事業の中で処理することになっていくということになります。

○海田会長 そのほか何かご質問はございますか。

はい、どうぞ。

○千葉委員 先ほどの広域処理のところ少し確認したいのですけれども、例えば4ページのところだとブルーの部分が海上輸送になっていますよね。ある程度全国に照会ということで、遠距離のところ運んでいくときなんかは、より海上輸送になってくると思うのですけれども、そういうところに係る船の手当てとか、そういった部分も国がある程度補助してくれるということなののでしょうか。

○松本災害廃棄物対策課長 災害廃棄物の処理経費、基本的には国庫補助で対応されます。それは、陸上であろうが海上であろうが、基本的にきちんとしていけば処理経費の95%は国の補助金、災害廃棄物処理事業、それからあとはグリーンニューディール基金というのではほぼ95%ぐらいまで、あとの残りの5%は地方交付税措置をされまして、實際上100%国庫負担ということになります。

○海田会長 そのほか何かご質問はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

「なし」の声

#### 4. そ の 他

- (1) 東日本大震災津波に係る環境生活部の対応について
- (2) 環境基本計画の指標の見直しについて
- (3) その他

○海田会長 それでは次ですが、4番目のその他なのですが、その他の1番目で東日本大震災津波に係る環境生活部の対応についてということで、1つは先ほどのがれきの処理のことを報告していただいたのですが、そのほかのことにつきまして事務局からお願いいたします。

○伊藤環境生活部副部長 では、環境生活部副部長の伊藤でございます。私のほうから皆様のお手元の資料ナンバー5につきましてご説明いたします。

なお、表題上で東日本大震災津波による環境生活部の対応ということで、この資料ナンバーの5は復興基本計画策定後の取り組みということでまとめてございますので、口頭で概略的に発災初期の取り組みについて簡単にご説明申し上げます。

私どもの環境生活部では、発災後、まず被災地への支援物資の調達・供給ということで取り組んでまいりました。8月までの災害救助法適用期間について、現地の方々へ支援物資の供給を行ってきたということでございます。

それから、ライフラインの関連でといいますと電力関係ですが、これは基本的に東北電力さんですが、電力さんに対しまして早期の停電復旧ということでお願いをしてまいりましたし、情報の提供ということで努めてまいりました。

また、衛生施設では、し尿処理施設、例えばバキュームカーの手配でありますとか、レンタルのトイレであるとか、そういったものの手配、さらに仮設住宅等、その他避難先等に出てくるごみの処理について、内陸の市町村に処理の要請を行ったということでございます。

それから、発災当初はいわゆる災害廃棄物ということで、県土整備部を中心に第1次仮置き場への撤去ということで進めてまいりましたが、その後リサイクル等に伴う、あるいは焼却等ということで、私どものほうで災害廃棄物の処理に対応してきたということでございます。

それから、自然公園施設、三陸国立公園の被災がございましたので、これにつきましては発災当初は緊急ということではございませんでしたので、5月以降の調査ということで進め

てまいったところでございます。

また、上水道の施設につきましても早期復旧に向けて、市町村のほうに支援を行ってきたということでございます。

そのほか、あまり表面的には出ておりませんが、市町村の埋火葬の支援ということで、広域調整でありますとか、あるいは棺の手配でありますとか、それから福島原発の事故に伴います放射能のモニタリングなどをしてきたところでございます。

また、4.7の余震では県内陸部を中心に被害がございまして、旧垂炭鉱掘削跡の陥没への対応でありますとか、様々な対応をしてきたところでございます。

そういった中で、8月に岩手県東日本大震災津波復興計画ということで計画をつくりまして、この計画の中で今後復旧から復興へということで取り組みを進めることとしたところがございます。

では、資料ナンバー5をご覧くださいと思います。資料ナンバー5では、まず安全の確保、防災のまちづくりということで、私どもでは災害廃棄物の早期撤去・処理ということが大きな課題でございます。本来的には皆様ご案内のとおり、一般の廃棄物につきましては市町村の処理になるところでございますけれども、被災地からの委託を受けまして、県として災害廃棄物の処理を行っているものでございます。先ほどご説明いたしました詳細計画を策定いたしまして、それに基づいて具体の取り組みを進めているところでございます。

そのうち仮設焼却炉につきましては、9月22日に具体の焼却炉の設置等について業務をスタートさせてございます。また、2次仮置き場の破碎、選別業務につきましては、10月13日に宮古、山田、大槌地区での業者を選定してございます。さらに、県解体施設の市町村への協力要請ということで、本来であればその施設を有する管理者が撤去しなければならないわけですが、それにつきましては処理経費の補助対象との関係で市町村に協力要請しているということでございます。

現在の進捗状況といたしましては、11月に業者の契約を行うということと、それから仮設焼却炉の設置届、それから12月、先週末の新聞にも出ていましたが、太平洋セメントでの焼却開始など、具体の業務を開始しているところがございます。それから、先ほどご質問がございました海上輸送につきましても、この段階からスタートをさせていくということでございます。3月には仮設焼却炉が完成いたしまして、焼却稼働ということで考えてございます。

それから、上水道の関係でございますが、普代村を除く沿岸11市町村、それから一関、奥州等において被災してございますので、その水道復旧に向けて、東京都さん等のご協力も得

ながら、復旧に向けて国との調整を行うとともに、市町村との連携をとりながら早期復旧に向けて進めているところでございます。

次ページにまいります。再生可能エネルギーにつきましては先ほどご説明いたしました、現在国のほうで3次補正の案がございまして、その中で再生可能エネルギー導入促進基金の創設が検討されてございます。そういった動向などを踏まえて、県といたしましても年度内に、可能な限り早い時期から再生可能エネルギーの導入促進に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

それから、もう一点のなりわいの再生ということで、観光部門の中に自然公園の施設の復旧整備がございまして、これらにつきましては、実は皆様のお手元のほうのカラー判で、東日本大震災における自然公園施設の被害状況ということで、こういう横書きで地図があって、赤っぽいのですけれども、資料ナンバー5の後ろのほうになっています。ここにありますとおり、かなり多くの被災がございまして、そのうち環境省のほうで、浄土ヶ浜の集団施設地区につきましては県及び市町村の施設を合わせまして国直轄で復旧整備をされるということになりました。それ以外の施設につきましても、可能な限り国において施設の復旧整備をしていただくよう要望しているところでございますけれども、緊急を要するものにつきましては市町村と調整の上、23年度からの整備を進めていくという予定でございまして。

それから、これは計画には具体にはないのですが、次のページにございまして、本県でも放射能による影響というものもございまして、モニタリング体制の整備でありますとか、あるいは県民への情報提供、それから学校等における除染といったようなことに種々取り組んでいるものでございます。これら県内のモニタリングの状況につきましては、非常に細かい資料ですけれども、縦長の中に環境放射能、あるいは降下物、水道水といったものの状況、あるいは地域ごとの県南地方を中心に測定した結果とか、あるいは土壌の放射能測定結果等についてお手元に資料として配付してございます。こういった取り組みを今後復興計画に基づいて、取り組んでいく予定でございまして。

以上でございます。

○海田会長 どうもありがとうございました。

この件につきまして何かご質問ございましたらお願いします。

はい、どうぞ。

○内澤委員 済みません、本当に基本的なことで申しわけないのですが、今モニタリングの結果、数値を資料としていただいていますけれども、これは定期的に県民もしくは外に向け

てわかるように発表しているものなのでしょうか。

○玉懸環境保全課総括課長 環境保全課の玉懸と申します。放射能の測定を担当しております。

毎日の測定結果は、新聞などに載せていただくように報道資料提供するとともに、県のホームページでお知らせしております。それ以外では、例えば農林水産物や市町村による測定結果などにつきましても、すべて同じページからアクセスできるように、県のホームページのトップページに所定のコーナーを設けて、そこからご覧いただけるようになっています。市町村の測定結果もそちらのほうからつながっております。

○海田会長 そのほか、何かご質問はございますか。

はい、どうぞ。

○生田委員 除染をした学校というのはどれくらいありましたでしょうか、ちょっとお伺いします。

○伊藤環境生活部副部長 32市町村が実施するというところで、終了が3市町村、実施中が22市町村、計画中が7市町村ということでございます。

○生田委員 ありがとうございます。それについてもホームページとかでお知らせはしているのですよね。

○伊藤環境生活部副部長 県全体の進捗状況については、今ちょうど進んでいるところがございますので、毎日リアルタイムというところまではまだいっていませんで、各市町村のほうでお知らせしている部分がございます。

学校の除染の場合は、本県の場合は面的に汚染されているというところはなく、軒下、排水溝などの部分的な、いわゆるピンポイントのミニスポットの除染になっておりまして、ここを計画的に今年度の事業でやっていただくという形で進んでおります。現在1,022施設まで進んだというところは市町村と情報交換していますけれども、この辺もまとまってきたので、そろそろホームページ等でお知らせしたいと考えております。

○生田委員 はい、ありがとうございます。

○海田会長 そのほかご質問はございますか。よろしいですか。

「はい」の声

○海田会長 では、粛々と進めていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

次に、その他の2番目ですが、環境基本計画の指標の見直しについてということで、事務局から説明をお願いします。

○伊勢環境生活企画室企画課長 環境生活企画室の企画課長の伊勢と申します。よろしくお願ひします。

では、資料ナンバー6のほうをご覧いただきたいと思います。環境基本計画の指標の見直しについて、でございます。環境基本計画につきましては、昨年こちらの審議会のほうでご審議いただきまして、昨年12月に策定いたしましたところでございます。今年の4月からスタートしたというところでございます。

事業につきましては、スタートする直前に震災があったこともございますけれども、普及啓発等の事業を除けば、基本的にやらなければならないことは災害復旧と同時並行で進めてきたところではございます。

紙のほうに入りますけれども、1の内容でございますが、震災津波によりまして直接、間接の影響を受けた指標等がございますので、これに関して見直さなければならないと考えております。改定時期につきましては、来年2月に開催予定の、恐らく第2回になる環境審議会において改定をいたしたいと思っております。

改定の内容は、基本的には指標はそのまま、目標数値を変えるといったような形になるかと思っております。あるいは、全く設定不可能な場合は廃止か置き換えといった場合もあるかと思っておりますけれども、これはあまり数が多くないのではないかと考えております。

変更の検討を要する指標につきまして、ある程度現在わかっているものにつきまして類型化いたしましたのが4番でございます。多少概念上ダブっているものもありますけれども、大ざっぱに分けるとこんな感じだと思っております。

(1)は、地震津波により指標設定対象が流失したことによるもの。例えば県民1人当たり都市公園面積、市街地における幹線道路の密度、これらは公園が流失したり道路がなくなったりというようなことで、分母となる数値が変わっているというようなものでございます。

(2)は指標対象事業が影響を受けたもの、直接震災のせいではないのですが、震災があったことによってその数値が、事業が影響を受けるようなものです。例えば産業廃棄物の自県内処理率、あるいは未処理家庭雑排水量、水洗化人口割合、これは汚水処理計画の見直しが必要ということがございまして、これらの目標数値の変更が必要かと思っております。

次が震災津波の影響で現地での取り組みが困難であるもの、例えば水生生物調査参加率、これは沿岸の小学校の取り組みができない状態になっており、あるいは漁業環境保全に取り組む地区数、これについては沿岸の地区、これ自体が今復旧住宅のほうに入ったりしていることもありまして、分母の母数が数えられなくなっているものです。



(4) が復旧に全力を挙げるため23年度の事業を休止したもので、直接震災には関係ございませんけれども、震災対応事業を優先させるために今年度の事業を休止したものがございます。例えば先ほどご報告いたしました鳥獣保護区の指定面積、これは今年度の計画策定を来年度に持ち越すということで、1年間同じ数字が入るといったような形になっております。

あと、その他社会情勢の変化に伴い変更するもので、これは例えば先ほどの温暖化計画にかかわる指標の変更などがこれに該当するかと思います。

これらは例示でございまして、全指標を精査いたしまして、変更の可否について検討してまいりたいと考えております。

スケジュールといたしましては、見直しを開始いたしまして、現在の県の総合計画であるいわて県民計画の第2次アクションプランの策定というのも並行して進んでおりますので、共用指標があるため、その作業と並行いたしまして検討し、2月の審議会にお諮りしたいと考えております。

以上でございます。

○海田会長 どうもありがとうございました。

ただいまの説明につきまして何かご質問ございましたらお願いします。

はい、どうぞ。

○原田環境調整官 済みません、稚拙な質問かもしれませんが、もともと今回の災害で様々な指標が変わるだろうということで、それに伴って変更したいということでございますが、そもそも実測はどうされているのかということがちょっと心配でございまして、実測値がわからないと数値の見直しができないのではないのかなというふうに思っております。それが1点目です。

それから、もう一点目は、もしその数値が出てきたがために目標値を設定できないというか、マイナスの指標になる可能性もあるのではないのかなというふうに思っておりまして、その場合は先ほどご説明の中であった廃止または置き換えしていくことで理解していいのかどうか教えていただければと思いますが。

○伊勢環境生活企画室企画課長 今回の類型というのも大ざっぱでございまして、実際1個1個見ると1個1個また別の問題があります。ただ、今ご質問のあった指標、(1)に入っている指標はそもそも測定不可能かと思っております。従ってこういったものはただ数値を変えればいいというものでなく、この指標自体が設定困難になるのではないかと今考えているところでございます。あとは、結構は測れるものは多くて、全く測れないというものは案外

少ないように感じておりました。

あと、マイナスの指標になる可能性があるのではないかということで、例えば都市公園面積もそうなる可能性はあるのですけれども、それ以外にも数値目標設定困難で、指標自体が廃止になる可能性があるものは多いと考えております。

○海田会長 ほかにご質問ございませんでしょうか。よろしいですか。

「なし」の声

○海田会長 では、これにつきましては2月の審議会でも再度審議をしていただくということになると思います。

それから次、その他ですが、委員の皆様方から何かご意見、ご質問がございましたら、全般のことでも結構ですし、これ以外のことでも結構ですので、何かございましたらお願いします。皆様、よろしいでしょうか。

「はい」の声

○海田会長 それでは、以上をもちまして議事を終了させていただきます。ご協力どうもありがとうございました。

あと、事務局お願いします。

## 5. 閉 会

○伊藤環境生活部副部長 それでは、以上で本日の審議会のすべてを終了いたします。長時間にわたりありがとうございました。